

議案第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

（宝塚市市税条例の一部改正）

第1条 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第35条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「者であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第52条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条の2中第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、第23項を第24項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の2中第22項を第23項とし、第2項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第15条の4第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。  
附則第16条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の

8」に改める。

附則第19条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第24条を削る。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち第37条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宝塚市市税条例第37条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第37条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の3の2第1項及び第16条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第24条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2項及び第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中宝塚市市税条例第26条第4項及び第6項、第35条の9第1項及び第2項、第37条の2第1項ただし書、第52条の7の改正規定並びに同条例附則第

15条の4第2項、第19条の2第4項並びに第19条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例（次項、附則第5項及び第6項において「新条例」という。）第37条の3の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第37条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の宝塚市市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第37条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 新条例附則第9条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下次項において「新法」という。）附則第15条第2項第5号に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設に対して課する令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第9条の2第25項の規定は、令和4年4月1日以後に指定された新法附則第15条第44項に規定する貯留機能保全区域内の土地に対して課する令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表 (第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第37条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれら</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の9 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税

若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の9 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受

けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人<sup>1</sup>の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人<sup>1</sup>の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。))の自己

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の  
扶養親族申告書 )

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の  
規定により同項に規定する申告書を提出し  
なければならない者又は法の施行地におい  
て同項に規定する公的年金等(所得税法第  
203条の7の規定の適用を受けるものを除く。  
以下この項において「公的年金等」という。)  
の支払を受ける者であって、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 扶  
養親族(控除対象扶養親族 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を除く。)を有す  
る者(以下この条において「公的年金等受給  
者」という。)で市内に住所を有するものは、  
当該申告書の提出の際に經由すべき所得税  
法第203条の6第1項に規定する公的年金等  
の支払者(以下この条において「公的年金等支  
払者」という。)から毎年最初に公的年金等  
の支払を受ける日の前日までに、施行規則で  
定めるところにより、次に掲げる事項を記載  
した申告書を、当該公的年金等支払者を經由  
して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入義務等)

第52条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手  
当等の支払をする際、その退職手当等につ

と生計を一にする配偶者(法第313条第3項  
に規定する青色事業専従者に該当するも  
ので同項に規定する給与の支払を受ける  
もの及び同条第4項に規定する事業専従者  
に該当するものを除き、合計所得金額が  
133万円以下であるものに限る。次条第1項  
において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の  
扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の  
規定により同項に規定する申告書を提出し  
なければならない者又は法の施行地におい  
て同項に規定する公的年金等(所得税法第  
203条の7の規定の適用を受けるものを除く。  
以下この項において「公的年金等」という。)

の支払を受ける者であって、特定配偶者(所  
得割の納税義務者(合計所得金額が900万円  
以下であるものに限る。))の自己と生計を一  
にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定  
する退職手当等に限る。以下この項において  
同じ。))に係る所得を有する者であって、合  
計所得金額が95万円以下であるものに限  
る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶  
養親族(控除対象扶養親族であって退職手当  
等に係る所得を有しない者を除く。)を有す  
る者(以下この条において「公的年金等受給  
者」という。)で市内に住所を有するものは、  
当該申告書の提出の際に經由すべき所得税  
法第203条の6第1項に規定する公的年金等  
の支払者(以下この条において「公的年金等支  
払者」という。)から毎年最初に公的年金等  
の支払を受ける日の前日までに、施行規則で  
定めるところにより、次に掲げる事項を記載  
した申告書を、当該公的年金等支払者を經由  
して、市長に提出しなければならない。

\_\_\_\_\_を有す  
る者(以下この条において「公的年金等受給  
者」という。)で市内に住所を有するものは、  
当該申告書の提出の際に經由すべき所得税  
法第203条の6第1項に規定する公的年金等  
の支払者(以下この条において「公的年金等支  
払者」という。)から毎年最初に公的年金等  
の支払を受ける日の前日までに、施行規則で  
定めるところにより、次に掲げる事項を記載  
した申告書を、当該公的年金等支払者を經由  
して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入義務等)

第52条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手  
当等の支払をする際、その退職手当等につ



いて分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～23 (略)

24・25 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けよ

いて分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3～24 (略)

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26・27 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

うとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受け

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

ようとする旨の記載があるとき(特例適用  
配当等申告書にその記載がないことにつ  
いてやむを得ない理由があると市長が認める  
ときを含む。)に限り、適用する。ただし、  
第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申  
告書がいずれも提出された場合におけるこ  
れらの申告書に記載された事項その他の事  
情を勘案して、同項後段の規定を適用しな  
いことが適当であると市長が認めるとき  
は、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告  
書(同項の規定により前号に掲げる申告書  
が提出されたものとみなされる場合にお  
ける当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係  
る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る  
所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年  
度分の条約適用配当等申告書(市民税の納  
税通知書が送達される時までに提出された  
次に掲げる申告書をいう。以下この項にお  
いて同じ。)に前項後段の規定の適用を受け  
ようとする旨の記載があるとき(条約適用  
配当等申告書にその記載がないことにつ  
いてやむを得ない理由があると市長が認める  
ときを含む。)に限り、適用する。ただし、  
第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申  
告書がいずれも提出された場合におけるこ  
れらの申告書に記載された事項その他の事  
情を勘案して、同項後段の規定を適用しな  
いことが適当であると市長が認めるとき  
は、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告  
書(同項の規定により前号に掲げる申告書  
が提出されたものとみなされる場合にお  
ける当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項  
の規定の適用がある場合(第3項後段の規定  
の適用がある場合を除く。)における第35条  
の9の規定の適用については、同条第1項中

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係  
る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る  
所得が生じた年分の所得税に係る第37条の  
3第1項に規定する確定申告書に前項後段の  
規定の適用を受けようとする旨の記載があ  
るときに限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項  
の規定の適用がある場合(第3項後段の規定  
の適用がある場合を除く。)における第35条  
の9の規定の適用については、同条第1項中

「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る

同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表 (第2条による改正関係)

※この新旧対照表は、宝塚市市税条例に第1条の規定による改正が溶け込んだものを現行とし、宝塚市市税条例に第1条の規定による改正及び第2条の規定による改正後の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第20号)が溶け込んだものを改正案として作成しています。

現行	改正案
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第20項とし、附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第7項、第8項、第10項及び第11項」を「附則第8項、第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第6項の規定は、令和4年4月1日以後に指定された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第44項に規定する貯留機能保全区域内の土地に対して課する令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>6</u> <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> <u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな</p>



るべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

16 (略)

17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところに

るべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 (略)

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところに

よる。

18 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等  
に対して課する都市計画税に関する経過措  
置)

19 (略)

よる。

19 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等  
に対して課する都市計画税に関する経過措  
置)

20 (略)

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

令和4年度税制改正に伴い改正しようとするものです。

固定資産税・都市計画税の税制改正					
◎ 固定資産税・都市計画税の特例 ○ 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を、4分の3を参酌し3分の2以上6分の5以下の範囲内で、条例で定める率とする措置を創設（固定資産税、都市計画税）	<table border="1"><thead><tr><th>市税条例</th><th>改正の概要</th></tr></thead><tbody><tr><td>附則第9条の2第25項</td><td>特例割合を4分の3とする</td></tr></tbody></table>	市税条例	改正の概要	附則第9条の2第25項	特例割合を4分の3とする
	市税条例	改正の概要			
附則第9条の2第25項	特例割合を4分の3とする				
施行日：公布の日					
個人市民税の税制改正					
◎ 住宅ローン控除の延長 ○ 所得税の住宅ローン控除の適用者（※）について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。 ※ 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者。 ※ 減収分は国費で補填	<table border="1"><thead><tr><th>市税条例</th><th>改正の概要</th></tr></thead><tbody><tr><td>附則第6条の3の2</td><td>法律改正にあわせて改正</td></tr></tbody></table>	市税条例	改正の概要	附則第6条の3の2	法律改正にあわせて改正
	市税条例	改正の概要			
附則第6条の3の2	法律改正にあわせて改正				
施行日：令和5年1月1日					

※その他、法律改正にあわせた所要の整備